



福井労働局発表
平成24年7月5日

担 当	福井労働局労働基準部賃金室
	室長 小山 幹 夫
	賃金指導官 小池 敏 一
	電話 0776-22-2691 FAX 0776-21-6646

福井県最低賃金改正決定の諮問について

福井労働局（局長 島谷 敏昭）は、本日7月5日に開催された福井地方最低賃金審議会（会長 田中 住江）において、平成24年度の「福井県最低賃金」の改正について諮問を行った。

福井県最低賃金の改正にあたっては、今後、同審議会のもとに専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を参考として、本年10月発効を目途に、具体的な審議が行われることになる。

最低賃金法第12条では、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」とされている。

平成23年度においては、7月13日に諮問され、8月5日に答申があり、公示等の手続きを経て10月1日に時間額684円（引き上げ額1円）で発効となっている。

福井県最低賃金の推移は、別紙のとおり。

福井県最低賃金の推移

年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
時間額(円)	649	659	670	671	683	684
引き上げ額(円)	4	10	11	1	12	1
引き上げ率(%)	0.62	1.54	1.67	0.15	1.79	0.14
答申月日	8/8	8/23	8/26	8/5	8/24	8/5
発効日	10/1	10/19	10/22	10/1	10/21	10/1